

八丈町一般廃棄物処理施設 維持管理情報 (令和2年度)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第34号。平成22年5月19日公布。)により、改正後の同法第9条の3第6項(平成23年4月1日施行)の規定により、廃棄物処理施設の維持管理情報を下記のとおり公表します。

八丈町住民課

最終更新日: 令和3年4月22日

情報の公表期間: 令和6年5月31日

施設名	八丈町クリーンセンター													
施設住所	東京都八丈島八丈町大賀郷4341番地1													
令和 2 年度	維持管理上の基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
一般廃棄物														
A系 可燃ごみ量 (ton)	-	119.56	110.43	110.47	110.00	110.57	101.86	117.33	102.82	101.98	99.78	93.50	110.48	
B系 可燃ごみ量 (ton)	-	118.91	110.45	102.93	100.51	121.09	110.04	92.45	104.04	118.99	93.49	85.02	110.50	
燃焼室中の燃焼ガス温度														
測定を行った位置	-	A系 焼却炉出口												
測定結果月平均値 ()	800以上	880	870	869	868	882	857	869	877	882	878	899	893	
測定を行った位置	-	B系 焼却炉出口												
測定結果月平均値 ()	800以上	886	896	910	905	917	915	925	916	907	900	899	918	
集塵機に流入する燃焼ガス温度														
測定を行った位置	-	A・B系共通 集塵機入口												
測定結果月平均値 ()	概ね200	188	176	175	165	178	174	168	170	172	171	169	168	
排ガス中の一酸化炭素濃度														
測定を行った位置	-	A・B系共通 集じん器出口ダクト												
測定結果月平均値 (ppm)	100以下	33	31	36	41	51	42	38	36	53	59	71	52	
冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去した年月日														
年月日	-	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	
排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度														
排ガスを採取した位置	-	A・B系共通 集じん器出口ダクト												
測定結果	硫酸化物月平均値 (ppm)	100以下	18	23	19	20	18	20	21	18	17	15	23	24
	塩化水素月平均値 (ppm)	430以下	88	70	48	47	52	57	53	39	50	51	63	39
	窒素酸化物月平均値 (ppm)	250以下	121	127	130	114	116	116	118	121	114	119	119	116
排ガス中のダイオキシン類														
排ガスを採取した位置	-	A・B系共通 集じん器出口ダクト												
運転炉	-	A系炉						B系炉						
排ガスを採取した年月日	-	R2.6.11						R2.6.10						
測定結果を得られた年月日	-	R2.7.17						R2.7.17						
測定結果 (ng-TEQ/m ³)	10以下	0.61						0.22						

排ガス中の一酸化炭素濃度及びばい煙の測定結果は、酸素濃度12%の換算値

固形燃料(水分、温度、外観)と固形燃料保管設備内(温度、一酸化炭素濃度、清掃年月日)にかかる記録については、該当しないため表記していません。

令和 2 年度
維持管理状況に関する情報